

## 横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領

制 定 建住再第 1110 号 平成 27 年 1 月 9 日

最近改正 建住再第 974 号 令和 7 年 3 月 24 日

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱（以下「要綱」という。）による事業に係る、マンション・団地再生コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第 2 条 横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業におけるコーディネーターの職務は、派遣によるマンション・団地の再生活動の補助とし、次に掲げるものとする。

(1) マンション・団地への支援内容や支援による成果の目標に関する、横浜市との協議

(2) マンション・団地への派遣による再生活動への補助

ア 再生活動に対する助言

イ 再生活動に関する勉強会の講師

ウ 意見交換会等の進行補助

エ レジメ、議事録や対応策の提言等についての簡易な資料作成

オ 金銭の負担を伴わない範囲での他の専門家の紹介

カ 図面作成、事業計画作成、資金計画作成等を除き、その他マンション・団地再生の活動に対する支援に資するもので、市長が特に必要があると認めるもの

(3) 支援内容等に関する報告会での報告

2 コーディネーターの派遣は 1 回当たり 3 時間以内とし、第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる者を含む 2 名以上で実施する。ただし、やむを得ない理由により 2 名以上の派遣ができない場合は、1 名の派遣とする。

### (コーディネーターの要件)

第 3 条 コーディネーターとして登録をする団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) マンション・団地の再生に係る実績等を十分に有すること。

(2) 次のいずれかの資格を有する者が 2 名以上在籍し、派遣される者に対し、支援の状況に応じ助言・指導を行うことができること。

ア 再開発プランナー

イ URCA マンション建替えアドバイザー

ウ 一級建築士

エ マンション管理士

オ 技術士（建築部門 都市及び地方計画）

(3) 次の要件をすべて満たす者が 5 名以上在籍し、それらの者がマンション・団地へ派遣され支援を行うことができること。

ア マンション・団地の再生の知識及び経験を有し、管理組合等の自主的な活動を

支援できる者。

- イ マンション・団地からの求めに応じ活動ができる者。
- ウ 考えを一方的に押し付けず、管理組合等の意思を十分に尊重したうえで支援を実施できる者。

(4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体でないこと。

(登録の申請)

第4条 コーディネーターの登録を受けようとする団体は、マンション・団地再生コーディネーター登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(選定)

第5条 市長は、マンション・団地再生コーディネーター登録申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、及び必要に応じて面接を行い、適当と認める場合にはこれを選定するものとする。

2 市長は、前項に基づきコーディネーターを選定したときは、当該申請者にマンション・団地再生コーディネーター登録決定通知書（第2-1号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の選定をしたときは、当該コーディネーターを公表するものとする。

4 市長は、第1項に基づきコーディネーターとして選定しないときは、当該申請者にマンション・団地再生コーディネーター不選定通知書（第2-2号様式）により通知するものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次の場合、コーディネーターの登録を抹消することができる。

- (1) コーディネーターが、要綱及びこの要領で定める事項に違反したとき又はその他コーディネーターとして不適当な行為を行ったとき。
- (2) コーディネーターが第3条に定める要件を失ったとき。
- (3) コーディネーターからマンション・団地再生コーディネーター辞退届出書（第3号様式）が提出されたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(有効期間)

第7条 登録の有効期間は、抹消されるまでとする。

(登録の変更)

第8条 コーディネーターは、団体の情報や軽微な変更が生じたとき、又は派遣者の変更が生じたときは、マンション・団地再生コーディネーター変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(コーディネーターの責務)

第9条 コーディネーターは、支援により知り得た情報は他に洩らしてはならない。また、その任を離れた後も同様とする。

- 2 コーディネーターは、横浜市の開催する研修・情報提供等の場に積極的に参加し、本事業の周知及び広報に協力するものとする。
- 3 コーディネーターは、支援先の活動団体に対し、支援期間中に積極的に営業活動を行ってはならない。

(研修及び情報の提供)

第10条 市長は、コーディネーターに対し、報告会の機会を設け、マンション・団地再生に関する情報の提供を行うものとする。

(報酬)

第11条 要綱第2条に基づく職務に対する報酬は、同条第2号の派遣、及び第3号の報告会の各1回当たり64,815円(交通費等諸経費含む。)に消費税等相当額を加えた額とし、コーディネーターに対し支払うものとする。

(業務の委託)

第12条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 長

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

## マンション・団地再生コーディネーター登録申請書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第2条第1項第2号に定める「マンション・団地再生コーディネーター」について、登録を申請します。

### 【添付書類】

- 団体経歴書
- 派遣者名簿

なお、本申請書とともに提出した「団体経歴書」及び「派遣者名簿」等については、市民に対して情報提供することを承諾します。

（連絡先）

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

年 月 日

## 団体経歴書

(ふりがな) 団 体 名			
代表者氏名			
住 所	〒		
連 絡 先	(電話)	(Fax)	
	(E-mail)		
実 績	1	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	2	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	3	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	

(団体経歴書)

実 績	4	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	5	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	6	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
P R 等			

年 月 日

## 派遣者名簿

1	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・ 年 月 日・
2	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・ 年 月 日・
3	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・ 年 月 日・

(派遣者名簿)

4	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・
5	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・
6	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・

要領第2-1号様式（第5条第2項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

印

## マンション・団地再生コーディネーター登録決定通知書

次のとおり、貴団体をマンション・団地再生コーディネーターとして選定し、登録しましたので、通知します。

コーディネーター名

選定日

年 月 日

（注意）

マンション・団地再生コーディネーターの登録申請の際に提出した申請書類に記載した事項に変更が生じた場合は、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第8条の規定に基づき、速やかに「マンション・団地再生コーディネーター登録変更届出書」（要領第4号様式）を提出してください。

要領第2-2号様式（第5条第4項）

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

横浜市長 印

## マンション・団地再生コーディネーター登録不決定通知書

年 月 日に提出がありましたマンション・団地再生コーディネーターの登録申請について、選定の結果、登録を行わないことを決定しましたので、通知します。

要領第3号様式（第6条第1項第3号）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

## マンション・団地再生コーディネーター登録辞退届出書

マンション・団地再生コーディネーターの登録を辞退することについて、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第6条第1項第3号の規定に基づき届け出ます。

コーディネーター名	
辞退理由	

横浜市 長

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

## マンション・団地再生コーディネーター登録変更届出書

マンション・団地再生コーディネーターの登録を受ける際に提出した書類に記載した事項について変更が生じたため、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

また、併せて、変更後の次の書類を添付します。

団体経歴書

派遣者名簿

変更書類	変更項目	変更前	変更後
団体 ・ 派遣者			

上記、変更に伴い提出した、団体経歴書、派遣者名簿を市民に対して情報提供することを承諾します。